２０２６年１１月２５日

令和８年１１月２０日からの大雪により被災されたお客さまへの対応について

この度の大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

東邦銀行（頭取　佐藤 稔）では、今般の大雪の影響により被害を受けられたお客さまに対しまして、生活再建に向けたご相談などに速やかにお応えするため、会津エリア内店舗に相談窓口を設置するとともに、お客さまへの融資商品をお取り扱いさせていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．「雪害相談窓口」の設置

（１）この度の大雪の影響により被災されたお客さまの各種ご相談窓口を下記店舗に設置いたします。

（２）事業者さま、個人のお客さまの被害の直接・間接を問わず、復旧のお手伝いをさせていただきます。

相談窓口設置場所	受付時間（平日）	電話番号
会津営業部	9：00～15：00	0242-27-6511
猪苗代支店	9：00～15：00	0242-62-3737
喜多方支店	9：00～15：00	0241-22-1511
坂下支店	9：00～15：00	0242-83-2255
高田支店	9：00～15：00	0242-54-2521
田島支店	9：00～15：00	0241-62-1234
只見支店	9：00～15：00	0241-82-2131
滝沢支店	9：00～15：00	0242-32-3110

２．雪害対応の融資商品

（１）事業を営まれているお客さま向け

商品名	雪害対応ローン
ご融資対象者	被害の直接・間接を問わず、雪害により経営への影響を受けている事業者さま
お使いみち	大雪による被害の復旧資金等（事業に必要な運転資金・設備資金）
ご融資金額	最大３００百万円以内
ご融資期間	最長２０年以内　（据置期間１年以内）
ご融資利率	当行所定の金利　　詳しくはお取引店へお問合せ下さい
ご返済方法	元金均等返済、１年据置可能

※上記の条件に合致しない場合も、ご融資金額、ご融資期間、ご返済方法等個別にご相談に応じさせていただきます。

（２）個人のお客さま向け

商品名	**東邦・災害対応ローン**
ご融資対象者	①自然災害等による影響を受けられた個人の方で、お借入時の年齢が満２０歳以上の方。 ※罹災証明書等の提出は必要ございません。 ②「雇用形態（正社員・パート等）」「勤続年数（自営業の方は営業年数）」「ご収入金額」の条件はございませんが、継続した収入が得られる方。
お使いみち	①　被害を受けられた住宅の復旧資金 住宅の修復資金、給排水等の設備機器修理資金、門塀等の修繕費等。 ②住宅以外の災害復旧資金 医療費、お車の購入・修理費、家電等の購入費のほか、生活資金にもご利用いただけます。 ※なお、事業性資金にはご利用いただけません。
ご融資金額	１０万円以上１，０００万円以内（１万円単位）。
ご融資期間	６ヵ月以上１０年以内（６ヵ月単位）。 ※元金のご返済を据置する場合でも、ご融資期間は据置期間含めて最長１０年以内となります。
ご融資利率	固定金利　年３．０００％（保証料を含みます。）
ご返済方法	元利均等返済　　※ボーナスによる６ヵ月毎の増額返済も併用可能です。
保証人・担保	原則必要ございません（東邦信用保証株式会社:保証）。
その他	すでに、当行でローンをご利用いただいているお客さまにつきましては、返済条件の変更等のご相談を承ります。

※詳細は、店頭の説明書・パンフレットにてご確認ください。

（３）受付窓口

最寄りの支店にてお問い合わせください。

お申込に際しては、当行所定の審査をさせて頂きます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上

東邦銀行